

社ノ樹々生長用種ヲ理由ニ相商候實全
上ルアーナント粟本シナルカ會社側ハ
テ斯種業界不況ニ勝ニ考屬、余地ナリト
ハ作業場ニ集めシテ之を絶バタル某役者職工等
テ注意中ナルカ其他、職工ハ自下、如名
業係ノ居方ナル凡今後、該物種事務小
賣主ナルハ一應及半通報候

特種勞使八〇三五號
大正十二年五月三十日
大阪府知事井上孝哉



内務大臣水野鎌太郎殿
社曾局長唐塚本清治殿
農視監赤池農殷殿
京都府兵庫縣知事殿
大阪地方裁判所檢事正殿

山房和田紡績株式會社春木分工場ニ於
ケル勞働争議解決一件一萬二千
求チ工部成五十名八十日賃銀
トトハ既報、返東三十日天依然トシテ怠々要
業状態アリ之力公午前九時會社ニ封入
賃銀二割値上ヲ爲ス又ハ作業時間ナシ